

## 社会福祉法人 三鈴会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三鈴会（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員に支払われるの報酬等並びに費用の関し必要な事項を定め、もって、社会福祉に関する法律及び社会福祉法人の認可等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 定款第28条第2項、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす場合であっても報酬を支払うことができる。

3 理事並びに監事の報酬額は、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。なお、報酬額は、所得税（3.063%）を差し引いた後の額とする。また、この報酬の額に会議等出席のための実費交通費や、職員を兼務している理事に対しての職員給与は含まれないものとする。

4 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

5 定款第14条第4項、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、評議員の決議があったものとみなす場合であっても報酬を支払うことができる。

6 評議員は、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。なお、報酬額は、所得税（3.063%）を差し引いた後の額とする。また、この報酬の額に会議等出席のための実費交通費は含まれないものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事等が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事及び内部監査人の報酬)

第5条 監事及び内部監査人が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事及び内部経理監査業務を行った場合であっても報酬を支払わないものとする。

- 2 監事及び内部監査人が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情解決制度第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情解決制度第三者委員が理事会及び評議員に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情解決制度第三者委員に係る業務を行った場合であっても報酬を支払わないものとする。

- 2 苦情解決制度第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

附 則

- この規則は、昭和60年 4月1日から適用する。  
この規則は、平成 2年 4月1日から適用する。  
この規則は、平成 7年 4月1日から適用する。  
この規則は、平成12年 4月1日から適用する。  
この規則は、平成18年12月6日から適用する。  
この規程は、平成27年 4月1日から適用する。  
この規程は、平成29年 6月14日から適用する。  
この規定は、平成30年 3月27日から適用する。

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	10,000円	
評議員会出席報酬等	10,000円	

別表2 (日額)

名 称	報 酬	備 考
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	
監事及び内部監査人監査指導報酬等	10,000円	
苦情解決第三者委員業務報酬等	10,000円	

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	13,000円	10,000円	実 費

備考：別表1・2・3の報酬額は、所得税（3.063%）を差し引いた後の額とする。